



第381号

昭和44年4月5日

昭和24年10月10日第三種郵便物認可

やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所
編集兼発行人 総務部 秘書課
印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくし八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたがたいでまじりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよこびに生きましょう。

市の動き

67億6000万円

昭和44年度・一般会計予算です

都市基盤整備を中心に5つの重点施策

3月定例会は先月6日から会期23日間で開かれ、昭和44年度一般会計予算、市税条例一部改正案など重要案件が審議され、28日37議案を可決、2つの認定、「国民健康保険制度の改善を政府に要望する決議」など3つの議決が行なわれました。

この定例会で大橋市長は施政方針と44年度の事業を推めるための予算案を発表しました。その内容のあらましは次のとおりです。

施政方針

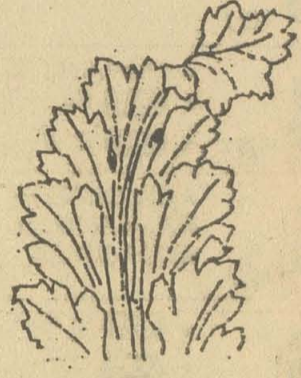
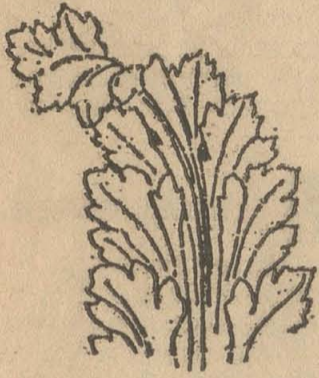
大橋市長は、市政運営の基本的な考え方として、まず都市基盤を整備する事業の積極的な推進とあわせて市民生活に直結した諸施策を実現するために懸命に取り組む姿勢を示している。いろいろな状況の変化にも十分対応できるよう、財政に柔軟性を持たせ、効果が大きい投資事業には、国、府、起債などの財源を最大限に利用しながら、20万市民の願いである明

るく住みよい調和のとれた都市づくりに最大の努力をばらう決意を明らかにしました。

このため、重点施策として

▷都市づくりのための基幹事業の推進▷環境衛生対策の拡充整備▷民生社会福祉施策の推進▷教育施設等の整備充実▷同和対策事業の推進

におき、その具現化のため、市政の合理化、効率化をはかると所信を明らかにしました。



昭和44年度一般会計に予算化された主な事業内容

●都市づくりのための基幹事業

▷土地区画整理＝無秩序な宅地化を防ぐため、曙川北、万願寺、小阪合、北若林地区（計約50万坪）の土地区画整理を行なうため測量調査をします。（824万円）

▷亀井八尾停車場線整備＝国鉄八尾駅付近の交通難を解消するため、淡川踏切の周辺を整備し3年計画で舗装をします。（7,696万円）

▷近鉄北側線整備＝近鉄高架の都合で、片側のみ歩道をつくります。（300万円）

▷萱振曙川線＝近鉄以北については府で行ない、以南の残りの部分の事業費を計上（150万円）

▷公共下水道＝中東部幹線と中部枝線の下水道管渠布設工事、第2期以降の計画設計、流域下水道工事のための費用（5億7,580万円）

●教育施設等の整備充実

▷小、中学校、幼稚園の校舎の建設＝長池小（普通教室17、特別教室5）山本小（普11、特1）安中小（普3）南高小（普3）中高小（普2、特1）北山本小（普3）南山本小（普6）八尾中（普12）曙川中（普4）竜華中（特8）安中幼増築、南高幼改築、山本幼移転、山本幼分園移転等（4億9,153万円）

▷義務教育費父兄負担の継続的解消＝昨年に引きつづき、PTA会費負担を軽減するための費用（1,500万円）

▷学校給食の充実＝本年4月から操業を開始する給食センターの運用を充実させるための経費を計上（4,785万円）

●民生、社会福祉対策の推進

▷保育所の充実＝安中、亀井、高安保育所の定員をふやします。

▷重度身体障害者福祉金支給制度＝1級、12級に該当する重度の身体障害者に福祉金を支給します。

▷生活緊急援護対策＝不測の事態などで短期的に生活に困った人のために、小口生活資金の枠を増額します。

歳入

市税	29億4,956万円
繰入金	850万円
繰越金	5,000万円
地方交付税	5,000万円
使用料 手数料	1億0,634万円
国庫支出金	8億4,221万円
府支出金	3億0,375万円
財産収入	9,868万円
諸収入	13億8,178万円
市債	8億3,900万円
自動車取得税	9,000万円
その他	4,271万円

歳出

議会費	4,486万円
総務費	6億8,418万円
民生費	10億5,320万円
衛生費	5億0,643万円
労働費	7,532万円
産業費	1億1,631万円
土木費	14億8,955万円
消防費	1億8,699万円
教育費	10億7,102万円
公債費	4億9,526万円
諸支出金	10億円
予備費	937万円

予算総額
67億6,255万円

●環境衛生対策の拡充整備

▷衛生処理場＝人口増と農家還元量の減少で処理量は日を追って増大しているため、衛生的な化学処理をするため、昨年度に引きつづき、増設事業を行ないます。（1億4,119万円）

▷ごみ収集作業の充実＝清掃特殊架装車を増強し、ごみ処理普通手数料の無料化への移行準備を行ないます。

●同和対策

▷同和地区住宅建設＝旧西郡地区に128戸を建設します。（2億6,686万円）

▷桂隣保館の増築＝学習室を中心に文化、教養活動の場をつくります。

●その他の事業

▷交通安全対策＝交通事故から市民を守るため、弥刀上之島線、楠根上尾線などにガードレール、カーブミラーを設置します。（2,713万円）

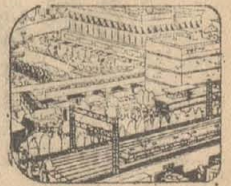
▷消防施設の整備＝志紀地区に消防出張所を建設し、水槽付消防ポンプ車、小型消防車救急車を配置します。（2,548万円）

なお、特別会計関係の予算と予算総額は次のとおりです。

一般会計予算	67億6,255万円
特別会計	
国民健康保険予算	7億4,532万6千円
病院事業会計予算	6億5,202万4千円
水道事業会計予算	10億8,307万6千円
総計	92億4,297万6千円

☆おことわり

・2月20日号第1面「駅前整備」についての記事で、右のカットを使いましたがこれは計画の予想図ではありません。



市の行事

4 / 11 (金)	★赤ちゃんの種とう判定日 13.30~15.00 志紀中	★文化講座生募集受付 (17日まで) 10.00~18.00 労働会館分館
	★家児 10.00~16.00 福祉会館	
12 (土)	★文化講座習作展 9.00~19.00 労働会館分館	
	★文化講座習作展 9.00~19.00 労働会館分館	
13 (日)	★文化講座習作展 9.00~19.00 労働会館分館	
	★茶会 11.00~16.00 労働会館分館	
14 (月)	★赤ちゃんの種とう 13.30~15.00 山本幼分園	
	★家児 10.00~16.00 福祉会館	
15 (火)	★近畿交通安全デー	★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター
	★赤ちゃんの種とう 13.30~15.00 市民ホール	★出張献血 10.00~15.00 市立病院
16 (水)	★家児 10.00~16.00 福祉会館	★交通 13.00~16.00 市民相談室
	★人権 14.00~16.00 市民ホール内 人権擁護委員会室	
17 (木)	★小児マヒ予防の生ワクチン投与 13.30~15.00 竜華小	★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター
	★一般スポーツ教室 (バレーボール) 13.30~16.00 教育センター	★家児 10.00~16.00 福祉会館
18 (金)	★行政 13.00~16.00 市民相談室	★納税移動窓口 10.00~12.00 西山本DMストア、友井ミツルギ神社
	★家児 10.00~16.00 福祉会館	14.00~16.00 緑ヶ丘公園、久宝園住宅
19 (土)	★小児マヒ予防の生ワクチン投与 13.30~15.00 清友幼、曙川小	
	★納税移動窓口 10.00~12.00 北本町八尾センター	
20 (日)	★昭和44年度第17回春季市民体育大会	
	○剣道の部 (小・中学生、一般) 9.00~ 教育センター	
21 (月)	★赤ちゃんの種とう判定日 13.30~15.00 山本幼分園	★納税移動窓口 10.00~12.00 佐堂梓築神社、相生町日之出市場
	★家児 10.00~16.00 福祉会館	14.00~16.00 都塚ツルミ橋、淡川神社
22 (火)	★赤ちゃんの種とう判定日 13.30~15.00 市民ホール	★納税移動窓口 10.00~12.00 竹淵新町温泉
	★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター	14.00~16.00 竹淵南陽温泉
23 (水)	★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター	10.30~16.00 上之島山本中央市場
	★家児 10.00~16.00 福祉会館	★小児マヒ予防の生ワクチン投与 13.30~16.00 大正小、安中小
24 (木)	★結婚 13.00~16.00	★納税移動窓口 10.30~16.00 中田高安市場、教興寺高安ストア
	★婦人スポーツ教室 (バレーボール) 13.30~16.00 教育センター	★家児 10.00~16.00 福祉会館
25 (金)	★一般スポーツ教室 () 17.30~21.00	★小児マヒ予防の生ワクチン投与 13.30~15.00 用和小
	★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター	★納税移動窓口 10.30~16.00 東本町小林住宅

★この欄は切り取って適当な所へ貼ってください。余白はメモにどうぞ。



〈法律相談を開設します〉

市民相談室では、新しく法律相談を開設します。相談日は毎月第3木曜日の午後1時から午後4時までで、相談には府弁護士会の会員が当たります。

結婚、離婚、相続などの家庭問題、土地家屋の売買、賃貸借の契約など法律のごことでおわかりにならない方はこの相談をご利用ください。



〈新市民相談室が完成〉

市民の窓口である市民相談室が、市役所正面玄関に入って右側に移りました。

この市民相談室は市行政の苦情や陳情、市民からの各種相談に応じています。部屋も大きくなりましたので、気軽にお立ち寄りください。



〈労働会館料理講座生募集〉

市立労働会館では、5月から第9期料理講座を開きますので、受講者を募集します。

▷受講資格=八尾市民である一般婦または市内在勤の婦人

▷申込期日=4月23日(水)24日(木)なお一般婦人は午前10時~午後4時、勤労婦人は午後5時~7時に申し込んでください。

▷申込場所=市立労働会館(山本駅下車すぐ山本町1-76、TEL99-3167)なお、申込用紙は4月1日からお渡しします。申込の際、一般婦人は当日米穀通帳の提示、勤労婦人は事業主または労組の証明を添付してください。受付は先着順です。

開講期間は5月から45年3月までの20回、ただし、8月は休講します。毎月2回開講です。受講料は不要ですが、材料費4回分1,000円を前納していただきます。



人の動き =44・3・1=

人口総数	201,522 (+ 959)
男	101,749 (+ 468)
女	99,774 (+ 491)
世帯数	60,095 (+ 274)

()内は前月よりの増減です。

注

- 家児 = 家庭児童相談
- 行政 = 行政相談
- 心配 = 心配ごと相談
- 交通 = 交通相談
- 結婚 = 結婚相談
- 人権 = 人権擁護相談

*労働会館分館で文化講座生を募集します

市立労働会館分館では、5月から第4期文化講座を開きます。受講希望者は講座を選んで申し込んでください。

- 申込資格=八尾市民または市内在勤者で、15歳以上の人
 - 申込期間=4月11日(金)~17日(木)の午前10時から午後6時まで(月曜日は休館)
 - 申込場所=市立労働会館分館事務所(植松町5丁目 TEL23-4115)
- なお、各講座とも定員になると締め切ります。一般

市民の方はC、Dクラスにはいりません。受講料はいりません。ただし、材料費は実費を負担していただきます。

開講期間は44年5月から45年3月まで、全日程の7割以上出席者には修了証書をお渡しします。

- 文化講座の日程
- 茶道=1般Aクラス…水曜日の午前9~12時▷1般Bクラス…火曜日の午前9~12時▷勤労Cクラス…土曜日の午後6~9時▷勤労Dクラス…水曜日の午後6~9時、各クラスとも定員30人

- 花道=1般Aクラス…土曜日の午前10~12時▷1般Bクラス…火曜日の午後1~3時▷勤労Cクラス…木曜日の午後6~8時▷勤労Dクラス…火曜日の午後6~8時、各クラスとも定員40人
 - 手芸=1般Aクラス…木曜日の午前10~12時▷1般Bクラス…水曜日の午後1~3時▷勤労Cクラス…金曜日の午後6~8時、各クラスとも定員30人
 - 絵画=毎週土曜日の午後6~8時、定員30人
- ただし、茶道、花道、手芸講座の各クラスとも講座日は月の第1・2・3曜日です。



やお市政だより

第381号

3

昭和44年4月5日

お知らせ

●福祉のこと

■身体障害者福祉金と精神薄弱者福祉金の申請をしてください

社会課では、ことしの身体障害者福祉金と精神薄弱者福祉金の交付申請を次のとおり受け付けしますので、該当者の方は忘れずに手続きしてください。

▷受付の期間と場所＝4月10日～30日、福祉会館内社会課（TEL91-1972）

▷該当者と給付内容＝引続き3カ月以上市内に在住し、住民基本台帳に記録されている人
▷必要な書類＝申請書（福祉会館内社会課）障害事項証明書（福祉事務所）、住民票の写し（市民課）、給付制限に関する申立書（社会課に備えています）

年齢	障害程度	給付額(年額)
20歳以上	1級	1万2千円
	2級	8千円
20歳未満	1～4級	1万2千円
年齢制限なし	知能指数50以下	1万2千円

☆他に類似の公的年金を受給されていますと、その額は控除されます

●学校のこと

■高校奨学生志望者を募集しています

市教育委員会では、高等学校に在学している生徒の中で、家計の都合で修学に困難な方のために奨学金制度を設けています。奨学生志望者は次のとおり出願してください。

▷出願資格＝①八尾市民の子弟で、高等学校在学学生②人物、学力ともに優秀、健康で、学資の支弁が困難と認められる人③学校長

から推せんされたもの
▷奨学生募集人員＝45人（継続者を含む）
▷給付＝年額18,000円で、期間は1年間（継続給付希望はできます。奨学金は返す必要はありません）
▷出願手続＝出願書類は学校にありますので必要事項を記入し、奨学金給付申請書、家

族全員の住民票写し、43年度の所得証明書と一緒に、4月30日（水）までに、学校へ提出してください。
▷採用＝採用者には、学校長を通じて、選定通知書を送ります。

●生活環境のこと

■犬を飼うときはお互いに迷惑がかからないようにしましょう

春になると気が荒くなった犬が子供にかみついたり、礼儀をわきまえない飼主が道路や空地で犬にフンをさせて知らん顔するといった光景がしばしば見られますが、お互いに他人に迷惑をかけるような正しい飼い方をしてください。

▷飼犬は必ず登録しましょう。（登録は年1回、衛生課で門標と鑑札をお渡しします。注射は、毎年4月と10月に各地区に出張して行ないます）
▷首輪には鑑札と注射済証を付けましょう。
▷道路や空地でのフンは飼主が始末してく

ださい。
▷犬は家の中についで飼ってください。
▷登録や予防注射を受けず犬を飼うと罰則が適用されますのでご注意ください。

●予防接種のこと

■小児マヒ生ワクチンの投与がはじまります

衛生課では、子供の大敵「小児マヒ」の予防生ワクチンの投与を4月16日からはじめます。該当者は近くの会場で、必ず受けてください。

▷該当者＝①昭和43年7月1日から12月30日までに生まれた人②昨年10月に第1回目を受けた生後1年6カ月までの人③昨年10月に2回目を受けなかった生後1年6カ月までの人

▷次のような人は受けないでください＝種と

ろをうけて2週間を経過していない人、熱があったり、心臓や内臓に疾患のある人、アレルギー体質やけいれん性体質の人、下痢をしている人、病後で衰弱している人
費用はいりません。母子手帳を持参してください。
時間はいずれも午後1時30分～3時です。

■生ワクチン投与日程
とき ところ
4月16日（水） 中高安小、南高安小

- 17日（木） 竜華小
- 18日（金） 清友幼、曙川小
- 23日（水） 大正小、安中小
- 24日（木） 用和小
- 25日（金） 竹淵小、久宝寺中
- 28日（月） 山本幼
- 30日（水） 北山本幼、桂隣深館
- 5月1日（木） 志紀小
- 2日（金） 労働会館（山本）
- 6日（火） 市民ホール

●火災のこと

■暖房器具の後始末を完全にしてください

春の訪れとともに暖かい陽ざしにさそわれて行楽シーズンとなりましたが、寒い冬の間お世話になった暖房器具や燃料の後始末を完全にしてください。

暖房器具防火のしめくりに次のことを注意してください。

☆寒かったり、急に暖かかったりします。暖

房器具をつい、つけたまま忘れていませんか。
☆あとわずかだからと故障のままで使用していませんか。
☆石油ストーブの保管は、燃料を完全に取除きましよう。
☆手持ちの灯油などは、もれなどのない完全

な容器で、火気から遠ざけ、風通しの良い所に保管してください。
☆灯油の空槽などでも、残ガスがありますので、取扱いは慎重にしましょう。
☆外出する時は、火の元をもう一度点検し、電気スイッチ、ガスの元栓など、よく確認してください。

●公害のこと

■騒音規制法の説明会を行ないます

騒音規制法がことし4月1日から大阪府で全面実施されることになりました。騒音規制法は、工場、事業場での事業活動や建設工事で発生する騒音に規制措置をつくって、生活環境を守ることを目的として制定されたものです。府では、これまで事業場公害防止条例で同じような規制をしてきましたが、騒音関係については、ごんご、法による規制と、法の対象にならないものは条例による規制の2本建となります。法、条例のいずれも市長に権限が委任され、八尾市内の騒音に関する規制は一元的に市で行なうこととなります。

当市で騒音規制法が適用される地域は、建築基準法による用途地域の定まっている地域で別図に示す区域です。この区域にある工場事業場で別欄1に示す機械、施設を有するものは法による届出をしなければなりません。

また、この区域内で別欄2に示す建設作業をする場合も、建設元請業者は届出をしなければなりません。これらの届出の方法等騒音規制法の施行にともなう説明会を工場、事業

場と建設業者を対象に次のとおり行ないますのでぜひこの機会に参加してください。なお法による届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は、罰則が科せられることになっていきます。

・とき 4月16日（水）
・午前10時より…建設業者対象
・午後1時より…一般工場、事業場対象
それぞれ約2時間の予定です。

・ところ 市民ホール
なお、くわしくは市役所産業課までお問い合わせください。

別欄1
金属加工機械（圧延機械、製管機械、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン、プラスト、タンブラー）空気圧縮機と送風機、土石用や鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるいと分級機、織機、建設用資材製造機械（コンクリートプラント、アスファルトプラント）穀物用製粉機、木材加工機械（ドラム

パーカー、チップパー、砕木機、帯のご盛、丸のご盛、かんな盤）抄紙機、印刷機械、合成樹脂射出成形機、鋳造型機。

別欄2
くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業、びょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業、空気圧縮機、コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行なう作業。



●人の募集

■水道局で委託検針員を募集します

水道局では、委託検針員を募集しています。希望者は提出書類を持って水道局総務課人事係までお越しください。

▷仕事の内容＝市内の各家庭の水道メーターを見てまわる仕事

▷収入＝3万5千円以上
▷資格＝自転車に乗れる市内在住の健康な男子で身元保障人2人必要。
いずれも年齢、経験を問わず、募集人員は若干名です。

申し込み希望者は4月15日（日曜を除く）までに、自筆履歴書、戸籍謄本、名刺型写真2枚を持参して水道局総務課人事係までお越しください。



市の話題

●こどもを交通事故から守りましょう

4月は新しい小学生の誕生の月です。真新しい服や帽子を着せてもらった新生児は喜びにあふれて通学を始めます。ところが、これら新生児を待ちうけている魔物がいます。それは交通事故という魔物です。ちなみに、八尾警察署の発表によりますと、昨年の交通事故による負傷者233人のうち147人が6歳までの幼児とのこと。

そこで、警察署ではこのような恐い事故からこどもを守るため、4月1日から15日間「こどもを交通事故から守る運動」を実施し

て町ぐるみでこの運動を展開しています。市民の皆さんの暖かいご協力をお願いします。

■こどもの危険な横断や路上遊びなど危い行為には、他人のこどもでも注意してやりましょう。

■よちよち歩きの子供や道路を横断しようとしているこどもには、一時停止しておとなが正しい横断の手本を示しましょう。

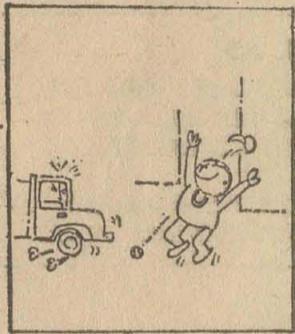
■こどもには生活を通して正しい交通規則をおぼえさせましょう。

▷道路のはしで立ちどまり右、左をよく見

て安全を確かめてから歩き出しましょう。▷車のすぐ前やすぐ後の横断はやめましよう。

▷道路のななめ横断は危険です。

▷横断禁止場所での横断はやめましよう。▷走っている車は急にはとまれません。道路へのとび出しは交通事故につながりますから、しついで道路のとび出しをやめさせましよう。



●ことしの春季市民体育大会の日程が決まりました

市教育委員会では、第17回春季市民体育大会を4月20日から6月29日まで、市立教育センター内体育館など8会場で開きます。

ことしは新しく体操が加わり、14種目で競技が行なわれます。

参加資格は八尾市民または市内在勤者で、出場希望者は各種目開催日の3日前までに社会体育係（清水町1丁目、教育センター内TEL23-5102）へ申し込んでください。ただし、民踊は当日、2日にわたる種目は初日の3日前までに申し込んでください。

参加料は無料、参加者に賞がでるほか、1～3位、中学生の1位は表彰状と賞品を授与します。

卓球、庭球、ソフトボール、バレーボール

の中学生部の開催は後日お知らせします。

■春季市民体育大会の日程

剣道＝4月20日、教育センター内市立体育館、個人戦は小学、中学、一般段外、初2段3段以上の部にわかれて、団体戦は中学と一般の部、最後に剣道形の部

民踊＝4月27日、市立体育館、一般市民の河内音頭、万国博音頭、日本うれしやなど
弓道＝4月29日、山本球場、一般の部、遠的

サイクリング＝5月5日、外環状線、中学と一般の部で、1000mタイムトライアル（公認パッチテスト）

卓球＝5月11日、市立体育館、一般と壮年の部で、男女ともシングルストーナメント戦

軟式庭球＝5月11日、清友高校、一般と壮年の部で、男女ともトーナメント戦

陸上＝5月18日、八尾高校、中学と一般の部で、100m、200m、400m、800m、1500m、5000m、幅とび、三段とび、高とび、砲丸投げ、槍投げ、円盤投げ（中学は槍、円盤投げを除く）

すもう＝5月18日、山本球場内市立すもう場、小・中学生部と一般の部で、個人戦と事業所対抗団体戦

ソフトボール＝5月25日、山本球場、一般の部で男女ともトーナメント戦（ただし、男子は協会登録チームに限る）

6月に開催される種目は次号でお知らせします。

しあわせを築く道

同和教育の手引 ⑫

古代律令制がくずれ、下ずみの人たちが解放されて行きました。奴婢・品部・雑戸の制度もなくなりましたがこれらの人々は手なれた職業をつづけ、荘園領主のもとで働くほかはありませんでした。しかし、彼らのもつ特技は生活手段の場をひろげ、雑工戸のうち、弓矢をつくるものは、隷属民として武器をつくり、雑用をするかたわら、町の人に弓のつるを売りました。また、鷹戸のなかの餌取りは、貴族の犬や鷹、民家の鶏の餌をとり、それを売ってくらしました。この「えとり」が「えと」、「えた」となまって近世賤民の呼称となったようです。

11～12世紀には、荘園のなかの名主（地主）が直接下人を使って自分の土地を経営するほか、農奴といって貧しい農民家族に土地を割り当てて耕作させました。この下人や農奴を支配する有力な名主が後に武士となり、12世紀末、源頼朝が幕府を鎌倉におきます。14世紀には足利氏の室町幕府へと変わりますが、この間、農民や手工業者の独立が進み、社会は激しく変わって行きます。

賤民の性格も大きく変わります。その一つが「散所（さんじょ）」で、これは、領主に地代を納めないで領主に隷属し、労役にたずさわるものを集めた、荘園の中



の一定地域をいいます。これが「部落」の最初の形態です。散所の人たちは、雑役や警備運送の仕事のほか、陰陽師、千秋万歳、猿楽、曲舞などの雑芸にもたずさわりました。また散所は、交通上の要地や、年貢の輸送路にもおかれ、これが後に車借・馬借という運輸労働者になって行きます。

荘園制がくずれて行くにしたがって、中世賤民の代表であった散所の民も独立性を増し、これに代わって、「河原者」が賤民の代表的な呼び名になります。河原者は、税のかからない所有者のない河原に住み、芸能、庭づくり、皮づくり、染物などで生活しました。封建時代に完成する歌舞・演劇・音楽など日本の古典的芸能は、こうした人々によってうちたてられて行ったのです。古代には品部や雑戸が、そして中世には河原者や散所の民が、わが国の芸術文化の源をつくったのです。

これは中世の賤民が差別に打ち勝っていった歴史にほかなりません。こうして15世紀の有名な「土一揆」、16世紀の「下剋上」へと発展し、仏教も民衆のものへと変わって行くのです。